

中河内地域水防災連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、中河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、中河内地域において大阪府水防計画や治水施設の状況などの情報を防災・減災関係機関に提供するとともに、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、また、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会（以下「流域協議会」という。）で検討される流域治水プロジェクトとの取組の共有を図り、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資することを目的とする。

2 前項の「中河内地域」とは、東大阪市域、八尾市域及び柏原市のうち大和川以北の市域をいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組織)

第3条 協議会は、「中河内地域」の防災・減災に係る機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会では、「中河内地域」における下記の事項を連絡協議する。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

2 協議会では、前項のうち流域協議会において検討される取組以外の主として避難・水防等に関する対策を連絡協議する。とりまとめた内容は、流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映する。

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「中河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員の内から会長が指名しこれに当たる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第10条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第11条 事務局は、大阪府八尾土木事務所が行う。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

平成 3年 5月24日制定

平成30年 2月16日水防法改正に伴う大規模氾濫減災協議会機能付加

令和 4年 3月25日改正

令和 4年 7月22日改正

令和 5年 6月29日改正

令和 6年 5月30日改正

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪府八尾土木事務所長
大阪府八尾土木事務所地域防災監
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府藤井寺保健所長
東大阪市長
八尾市長
柏原市長
東大阪市消防局長
八尾市消防長
大阪南消防局長

(国関係)

淀川河川事務所長
大和川河川事務所長
大阪管区気象台長

(水防事務組合)

恩智川水防事務組合 事務局長
大和川右岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

布施警察署長
河内警察署長
枚岡警察署長
八尾警察署長
柏原警察署長

(指定公共機関)

西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社長
近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長
西日本電信電話株式会社関西支店設備部災害対策室長
関西電力送配電株式会社大阪南本部東大阪配電営業所長
大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネジャー

(別表2)

(水防担当)

大阪管区気象台気象防災部気象防災情報調整官
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課参事
大阪府都市整備部下水道室事業課長
大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
東大阪市土木部長
八尾市都市整備部長
柏原市都市デザイン部長
恩智川水防事務組合 事務局長

(治水施設整備担当)

淀川河川事務所総括地域防災調整官
大和川河川事務所事業対策官
大阪府都市整備部河川室河川整備課参事
大阪府八尾土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
東大阪市土木部長
東大阪市上下水道局下水道部長
八尾市下水道部長
柏原市上下水道部長

(危機管理担当)

大阪府政策企画部危機管理室防災企画課参事
大阪府八尾土木事務所地域防災監
東大阪市危機管理監
八尾市危機管理監
柏原市政策推進部危機管理監